

群馬県国民健康保険運営協議会運営要領（改正後）

（趣旨）

第1条 この要領は、群馬県国民健康保険条例（平成30年群馬県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、群馬県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、条例第4条の規定に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項に掲げる国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問を受けたときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（会議の特例）

第3条 会議は、会長が必要と認めるときは、協議会をインターネットを通じた音声及び映像による会議とすることができる。

（書面による議決）

第4条 会議は、会長が緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事事項を記載した書面を委員に送付し、当該議事事項に関し、意見を徴し又は可否を問い、その結果をもって協議会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会長が協議会に諮り、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 会議において群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条各号に掲げる情報を取り扱うと認められる場合
 - 二 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議を傍聴させることにより行うものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴を希望する者の受付先着順に決定する。ただし、受付開始時において傍聴を希望する者があらかじめ定める定員を超えている場合は、抽選によるものとする。

- 2 傍聴者は、会議中、静粛に傍聴しなければならない。
- 3 傍聴者は、会場内において、撮影、録音、通信機器の使用その他の会場の秩序を乱し、又は議事運営に支障を来す行為をしてはならない。
- 4 傍聴者は、前条第1項の規定により公開しないこととされたときは、会長の指示に従い、速やかに退場しなければならない。
- 5 会長は、第2項から前項までの規定に違反する傍聴者がいるときは当該傍聴者を注意し、なおこれに従わない者に対しては、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議を開いたときは、会議録を作成する。

2 会議録には、会長が記名しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、群馬県健康福祉部国保援護課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月●日から施行し、令和4年1月1日から適用する。